

(Ⅱ) 討論要旨

* 市制町村制の施行と「むら」

。全国的に大区小区制をしいたとき、旧兵庫県は、知事の神田孝平の独自の判断もあって、小区をおかなかつた。宝塚市内にある長谷というむらは昭和二〇年に西谷村へと合併するのであるが、いまでも旧いものが強く残っている。

。市制町村制による変化というばあい、法制的側面では新町村に行政機能が移るが、生活実体つまり土木や産業の面では、行政村の常設吏員となっている「むら総代」に行政権限が委譲されている。これは「むら」の協議議事録からわかるが、それらがしだいにまとめられて、ほぼ明治四十年代に「村法」となっている。

。志摩の漁村では、明治前半期に「村ぎめ」が成文化してくる。明治八、九年、とくに地方税規則の公布などに対応して、生産規制や「クチギン」の徴収方法などがでてくる。町村制という上からの体制的整備に対して、「村ぎめ」というと少し抵抗するような意味あいを感ずるが、他方で、郡役所あたりからかなり指導があつてできていることも事実である。そういう意味で、「村ぎめ」「村法」が、その形式、内容においてどう変化しているかを、上からの政策との対応で分析することが大事であろう。農村自治への接近の手がかり

をそこにみいだせるかもしれない。

。市制町村制の公布・実施というのは、当時の大課題であったわけ
で、下からの抵抗もかなりきつかったなかで、事実上内務官僚のベ
ースでおし進められたといえる。だから、「むら総代」に生活実
上の権限が委譲され、旧自然村単位の機能が存続しているのではな
いか、という点についても、自由民権の終焉とあいまって、行政の
側が「むら」を組みこもうとする面を見逃してはならないのではな
いか。

* 「地方自治」あるいは「自治」について

。明治一七年の戸長官選制のころは、自由民権が終焉する時期で、
報告のなかでも、「地方制度の整備」と言って「地方自治」とは言
っていない。戦前期において「地方自治」ということばはでてくる
のか。

。もちろんでてくるが、使っているのは内務官僚である。こんにち
でも問題があるわけだが、上から与えられた権限のなかでの「自治
ということである。

。「むら」財産の管理のしかたなどに、まさに「むら」の自治を問
うことができるように思うが、いまでも政府は財産区なんかを市町
村にひきつけていこうとしているわけで、端的にいえば、地方自治
法のなかに自治はなく、民法の私的権利の行使という点で自治が考
えられるという、非常に矛盾した事態がある。

。「自治」というばあい、それを攪乱するものがあればそれを処罰
するという権限がないと自治とはいえないのではないか。ただその
ばあい、その強制力が、国家権力という上位の概念を背景にしたけ
れば発動されないという事態におかれることが多いように考える。

そうなるとやはり自治ではなくなってしまう。「自治」「地方自治
「国の自治」といった概念を明確化することも課題になるように思わ
れる。

* 入会権と「むら」

。さきほどでた宝塚市内の長谷のばあい、戦後、山を売ったときど
う分配するかという規定をつくっている。そのさい、部落有財産と
はなにか、ということも規定しているが、そこには、山はもろん
道路、神社も含んでいる。そして、それに関する権利はむらに三十
年以上本籍をおいている者にあるとしている。ここには、法的、行
政的な面からだけではとらえない「むら」をみることができ
る。

。法的にとらえない、と言っても、誰を入会権者にするかという
ようなことは「むら」の慣習に従う、と民法は決めているから、こ
ういうばあいには「むら」じしんがもっている権能がまだ大きな
力をもっているということである。その点では、日本にはいまなお
入会林野が非常にたくさんあるから、そこにおける旧慣をどう評価
してゆくかは、法律の分野でも実践的に大事な課題である。

。同じ利用権といっても、本当にフラットなばあい、分家が半分と
か、田をもつてなければ入れないとか格差がついているばあい、そ
うした類型化の作業は社会学の仕事になるのであろう。

。国家の方は、新市町村の基礎がためのために、明治四十四年以降
手をかえ品をかえ、入会権を弱くしようとしてきた。民法規定にも
とづく入会権と、公有財産に対する旧慣使用権とは全く異なるとい
うことである。

。「むら」財産は、こんにち一般的には解体の方向にあるが、山
が荒らされている、山を守らなければ」という現代的、政治的アプ

ローチで青年たちが中心となって、新たに入会関係を発生させている事例もある。

* 「むら」財産の解体と「むら」

。町村制公布のときに、「むら」財産の総有から共有へと変化した地域がある。滋賀県には割山が多い。名義は「むら」でも実際は共有になっている。宇治から南の京都もそうである。しかし、長野県や兵庫県の但馬などは割山のなじまない地域のようにある。

。入会をめぐる訴訟を行ってその費用の負債を返済するために「むら」財産を売った、というケースがあるが、「むら」財産は消滅したが「むら」は残っているということになる。

。宝塚の長尾山のばあいも、裁判に負けてその費用弁済に困った。官民有区分でとり上げられた土地の払い下げを別の裁判でとりかえし、それを売って費用弁済にあて裁判のやり直しにとりくんでいる。だから、「むら」財産がなくなったから「むら」は解体したとは簡単に言えない。

。逆のケースもある。明治十四年に官没が決まり、それ以降たびたび訴訟をやりかけるけれども、費用がたいへんだということでせうに今日に到っている。ここでは、もはや集団としての議決機関もなく、それぞれ別の生活をしている。それでも「むら」といえるのか、京都の町中の町内会とどう違うかということである。

。そうなると、いよいよ「むら」とは何かということになる。その点、やはり神社（氏神）が重要ではないか。明治三十九年に一村一社という行政が進められるけれども、これが案外遅れていてそれぞれに「むら」の祭りがもたれる、これが大事な点ではないか。それプラス「むら」の財産があればなお強くなるであろう。

。水のもつ意味も大きい。非常に公式的に言うと、山村のばあいは山の問題で、水田を基礎とするところは水の問題であるということになる。